

平成 31 年 3 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成 31 年 2 月 22 日（金）
2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室
3 開始時間 午後 1 時 27 分
4 終了時間 午後 4 時 45 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、瀧田委員、岡村委員
その他の出席者

栗山教育部長、江藤教育総務課長、前村学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、新宮生涯学習課長、武田文化財課長、岩崎学校給食課長、後藤美術館長、矢部都城島津邸館長、末吉山之口地域振興課長、黒木高城地域振興課長、福重山田地域振興課長、岡高崎地域振興課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

6 会議録署名委員

赤松委員、中原委員

7 開 会

○教育長

ただいまより、3 月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

本日の会議録の署名委員につきましては、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第 15 条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

それでは、教育長報告を申し上げます。

本日は、後半の案件が沢山ございますので、生徒指導の状況を報告させていただくのみとさせていただきます。

非行等問題行動が 1 月中に 1 件発生しております。これは小学校でございます。この小学校では、1 名ですけれども、万引きがあったということなのですが、実は、発生したのは 12 月 21 日、これが 2 月 1 日に学校に警察から連絡があったと。そんなになぜ遅くなったのかという話で、1 回学校のほうに問い合わせをしましたところ、どうも、警察が確認のために、こういう時には必ず連絡をしてくるのですけれども、どうも派出所でとまっていたみたいということでした。ですので、タイムラグが生じたということでもございました。

続きまして、不登校につきましてです。大変、残念な結果になっているのですけれども、昨年 4 月から 1 月までで、小学校が 50 名、中学校が 138 名、下に昨年の同時期が掲げてあります。小学校 25 名ですので、倍増になってしまいました。中学校は 150 名、若干下がったという状況でございます。

小学校が新規で 40 名をあげてきているということについてです。

1 月は大変寒くなった気温のこともありますが、これまで経緯を見ていた子どもたちが極端に休みがちになり、報告に至ったというのが大半でございます。大きな学校でいきますと、一挙に 8 名増えているような状況です。ですので、気温の差もあるのかもしれませんが、欠席の日数を見ますと、極端に 1 月で増えて、報告に至っているということでもございました。

続きまして、いじめに関することでございます。いじめにつきましては、この表にありますように、1月現在でトータルしていじめの認知件数は、小学校は1,338、中学校が90ということでございます。解消率としましては、90%以上超えているわけでございますが、小学校は98.9、中学校は92.7でございますが、前回もお話ししましたとおり、県の無記名の調査との開きがあるということで、解消に向けた見守りについては、文書を出したり、2月15日に校長会が開かれた折に詳しく説明をさせていただいております。

続きまして、交通事故でございます。1月中は、小学校での発生が1件、自転車事故でございますが、転倒し、足を打撲したということでございます。

続きまして、不審者、声かけ事案でございます。これにつきましては、小学校2件、中学校1件ございますが、いずれも、疑いの事案でございます、実害はございません。

続きまして、その他でございます。

学級がうまく機能していない状況にあると報告を受けている学校が、小学校4校ございます。

1校目の小学校につきましては、担任の交代があったりしながら、5年生のクラスでは、今現在、臨時の方が持っているのですけれども、なかなかうまくコントロールできないということで、学校全体が関わっているところです。また、6年生のほうでは、過去に生徒指導主事も経験しているベテランの先生なのですけれども、うまくコントロールできていないということで、全職員に声かけをたり、状況について話し合ったりしている最中でございます。6年生はもう少しで卒業ですので、何とか解決していきたいと思っております。

続きまして、2校目でございます。ここは1学年1学級しかないところでございますけれども、1月28日には、男女18名が教室でお菓子を食するという事案が発生しております。この学級につきましては、先月の定例教育委員会でもお示した同じ学級でございまして、50代の男性先生が持っていらっしゃるのですけれども、なかなかうまくコントロールできていないところでございます。家庭、それから、学校運営協議会等も活用しながら、連携をとっていきたく校長は申しておりました。

さらに、3校目でございます。複式を有する学校でございまして、5、6年の複式級で、一人の担任の先生が50代の女性の先生が持っていらっしゃるのですけれども、随分と落ち着いてきたということでございますが、5年生の当該児童と書かれていますけれども、毎週金曜日を基本に登校している週一登校なのです。教頭先生や特別支援教育支援員を中心にしながら、算数・体育の授業を行っているが、それでも出席できない日もあるということで、そういう状況ではございます。12月ぐらいも全く学校に来れなかった時期からすると、かなり回復はしているかなと思っております。

最後の学校でございます。ここも6年生でございます。なかなか厳しい学級ではありますけれども、スクールソーシャルワーカーがかなり入っていただいている中、継続した対話と見守りを行っているところでございます。学校の指導としては、保護者からの接遇とか、そういうところもあるのですが、今、学校教育課がこれらの学校にはあしげく通っております。学校のサポートのために行ってもらっていますが、学校内の環境の乱れ、壁紙とか、そういうところからよく指摘されているところでございます。なかなかそういうところでは、厳しいかなと思っておりますが、今後もサポートしていきたいと思っております。

最後に、児童虐待が疑われる事案についての緊急点検でございます。これにつきましては、例の事案が起こってから、文部科学省も非常に本腰を入れ始めているところでございます。文部科学省と厚生労働省からの連名の通知を受けまして、2月15日に、すべての学校に緊急点検を依頼しております。この点検につきましては、3月4日が期限となっておりますので、3月4日までは全校集計が出来る予定です。今、半分ぐらい返ってきているようでございます。

内容でございますけれども、平成31年2月14日現在において、2月1日以降、一度も登校していない児童・生徒がいるかどうか。いる場合には、対象児童・生徒に面会できたかというようなアンケートの内容でございます。この対象児童・生徒に面会できなかった場合は、その結果を市町村、もしくは児童相談所、または警察に情報を共有したかどうか。共有していない場合はその理由を書けというものでございます。対象

児童・生徒に面会できた場合、その方法、また児童虐待のおそれがあるとしての結果を市町村、もしくは児童相談所、警察に情報提示したかどうかということでございます。対象児童・生徒につきましては、学校から市教委のほうへ情報提供が、今のところは円滑に行われているところでございます。アンケート上で、今返ってきている段階では、それを学校側が握っていたというようなことはございません。市教委側でも把握できているお子さんでございます。

そういうような形で、今調査を行い、市内全体にローラーをかけて、そして、安否が疑われるところに対してのアプローチをかけようとしているところでございます。

以上で、今回の生徒指導の状況についての説明を終わらせていただきますが、何かご質問等があれば、お願いいたします。

10 議 事

【議案第 42 号】

○教育長

それでは、議事に入っていきたいと思えます。

議案第 42 号、平成 31 年 3 月の補正予算について、教育部長から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

●教育部長

それでは、議案第 42 号、平成 31 年 3 月補正予算案につきましてご説明申し上げたいと思えます。

歳入予算につきましては、2 ページ下段をご覧くださいと思います。

総計欄をご覧くださいと思います。214 万 4 千円を今回の補正で増額いたしまして、歳入予算の総額が 29 億 4373 万 9 千円となるところでございます。歳出についてでございますけれども、5 ページをお開きください。5 ページの下段、総計欄をご覧くださいと思いますが、253 万 1 千円を今回増額いたしまして、歳出予算総額が 70 億 1309 万 8 千円となるところでございます。

それでは、それぞれの詳細について簡単にご説明申し上げたいと思えます。

まず、歳入予算につきましては、9 ページ中段をご覧くださいと思います。乙房小学校の卒業生でありますヤマモト チカコ様より、乙房小学校の教育環境改善の費用といたしまして、500 万円を指定寄附としていただいておりますので、一度、この寄附をこども基金に積み立てをいたしまして、来年度以降、複数年に分けて、執行させていただきたいと考えております。

また、高崎小学校の昭和 25 年度卒業生の皆様から、奨学金運用の費用といたしまして、4 万 7 千円をいただいております。奨学資金貸付基金に積み立てをいたしまして、その後、活用していきたいと考えております。

12 ページの上段をご覧ください。都北産業株式会社代表取締役 堀之内秀樹様より 120 万円、外山木材株式会社代表取締役 外山正志様より 10 万円を図書館の図書購入費として指定寄附をいただいております。図書充実費に充て、充当するというものでございます。

また、都城北ライオンズクラブ会長の田中修一様より 40 万円を、図書館の管理運営のために指定寄附をいただいております。備品購入等に執行していきたいと考えております。

続きまして、15 ページの中段をご覧ください。堀越毅一様より 50 万円を、都城島津邸の史料修復のために指定寄附をいただいております。都城島津家史料修復事業に、充当していきたいと考えております。

以上が、歳入についてであります。続きまして、歳出予算につきましては、17 ページをお開きください。上段をご覧くださいと思いますが、教育総務管理費（小学校）につきまして、上下水道使用料が不足いたしましたので、光熱水費を増額するものでございます。

19 ページの上段をご覧ください。

祝吉小学校建設事業につきまして、教室不足に対応するための国庫補助金、国立学校施設整備負担金の採

択を受けましたので、その額を増額補正するものでございます。

続きまして、22 ページの上段をご覧ください。

教育総務管理費（中学校）につきまして、電気料が不足しておりますので、光熱水費を増額するものでございます。

続きまして、37 ページをお開きください。

上段をご覧くださいと思います。生涯学習機会づくり推進事業につきましては、よか・余暇・楽習ネットワーク事業、この事業の教室の開催数の増加に伴いまして、謝礼金を増額するものでございます。

続きまして、43 ページをご覧ください。

上段に、上村遺跡発掘調査事業につきましては、民間の開発行為に伴い発掘の費用について、増額するものでございます。なお、これにつきましては、同額を歳入として受け入れるものでございます。

同ページの下段をご覧ください。

歴史資料館管理運営費につきましては、電気料が不足いたしましたので、光熱水費を増額するものでございます。これ以外にも多々補正が組んでありますけれども、これ以外の歳出予算につきましては、事業費の確定に伴いまして、減額する補正となっておりますので、説明は省略させていただきたいと思います。

早口で説明をしましたが、以上で説明を終わりたいと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、ここまでで何か疑問点とかあれば、よろしいでしょうか。補正の部分でございます。

【議案第 43 号】

○教育長

では続いて、議案第 43 号です。平成 31 年当初予算について、概要説明を教育部長から行っていただき、その後、各課の課長、館長からの説明をお願いします。

それではこれから、教育部長が概要説明を行いますので、詳しい説明のほうをそれぞれお願いしたいと思います。

●教育部長

私のほうから議案第 43 号、平成 31 年度当初予算案につきまして、概要をご説明させていただきます。

1 ページをまずご覧くださいと思います。

右側の円グラフをご覧ください。都城市の一般会計の総額は、838 億 8 千万円となっております。前年度よりも 52 億円の増となっております。そのうち、教育委員会関係の教育費予算が占める割合につきましては、9.9%でございました。額にしまして、82 億 9700 万円、前年度よりも 29 億 5 千万円の増となるところでございます。

2 ページをお開きください。

過去 5 年間の教育費の予算額について、目的ごとに区別した増減額を示した表となっております。平成 31 年度の教育費につきましては、5 年間で最も大きい予算額となっております。その要因につきましては、建設事業の増加でありまして、表の下に記載しております当初予算 1 億円以上の建設事業の本数でありますとか、あるいは事業費が例年に比べ、かなり多くなっていることがおわかりいただけるかと思っております。

3 ページをお開きください。

ここでは、性質ごとに区別して、増減表を示しております。この表は教育費のうち他の部が所管している経費を除いた教育委員会の予算となっております。先ほどご説明しましたとおり、建設事業の増加が表の下から 3 段目、建設事業費の部分で見るとれると思います。それ以外の予算につきましては、ほぼ前年並みの予算となっているところでございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。

目的別経費に分けた主な事業の増減表になっております。項目の 2 つ目、小学校費につきましてですけれども、前年度と比べまして約 15 億円の増ということになっておりますが、その要因といたしましては、下の 4 つの事業にありますように、祝吉小学校建設事業から、トイレ洋式化推進事業、これまでの 4 事業が挙げられるところでございます。

次に、中学校費につきましては、前年度と比べまして、約 9 億円の増となっております。要因といたしましては、中郷中学校建設事業からトイレ洋式化推進事業までの 4 事業が挙げられるところでございます。

次に、5 ページ中段、保健体育費（体育）についてでございます。前年と比べまして、約 3 億 8 千万円の増となっております。その要因といたしましては、4 行目の都城運動公園整備事業、5 行目の地区体育施設耐震改修整備事業が挙げられるところでございます。

大変、おおざっぱな説明でしたけれども、以上で平成 31 年度当初予算の概要説明を終わります。この後、担当課長のほうから主な事業について説明を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。概要の説明のところでは、ご質問等はよろしかったでしょうか。

では、それぞれの課長、館長からの説明をお願いします。

まず最初に、教育総務課よろしく願いいたします。

●教育総務課長

それでは、特色のある主な事業の 18 ページを開いていただきます。まずは、3 つの宝をより一層輝かせていくということで、(1) の小学校の空調整備についてご説明いたします。

こちらは近年の猛暑において、体調をくずす児童・生徒が増えているということで、今回の事業を展開いたします。

まずは、12 月補正のほうで、普通教室と特別教室の空調機の新設については、採決をいただいております。小学校が 653 教室、中学校が 372 教室。今回、普通教室と特別教室の今つけてある空調機の交換、そして、その他の教室、多目的教室などの空調機の新設ということで、合計 114 となっております。予算額は下のほうに書いてございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

こちらが小・中学校の洋式トイレ整備事業ということで、児童・生徒が教育環境をより向上することで、今なかなか学校のトイレを使えない子どもさんがいらっしゃるの、健康面、衛生面にも配慮して、トイレの洋式化を図ろうという事業です。(2) の事業内容ですけれども、現在今、都城市は 32.1%の洋式化に留まっております。これを洋式化率を 60%以上目指すことを考えております。予算額としましては、13 億 2521 万 7 千円が増額です。年度当初に設計委託を発注しまして、それが終わり次第、工事に入りたいと考えております。

続きまして、(3) の学校施設太陽光屋根貸事業です。今、本市では地球温暖化対策の推進に関する法律がございまして、こちらの法律に則りまして、環境森林部で、平成 30 年 3 月に、都城市地球温暖化対策実行計画を策定しております。2 の事業概要の利用者、NTT スマイルエナジーから、学校の施設の屋上、または体育館の屋根に太陽光パネルを設置したいという話がありましたので、今回は環境森林部と連携しまして、学校施設の屋根の目的外使用許可によるエネルギー事業者の力を活用した太陽光発電事業を実施することにしました。それに伴いまして、再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの安定供給に向けた分散型電気を確保するとともに、学校修繕などに共生財産の有効活用を図るという事業になります。

続きまして、平成 31 年度課別当初予算の状況とございますが、見ていただきたいと思っております。

こちらの表紙を開けていただきますと、最初に会計の総括表とあると思っております。こちらが一番下に合計が書いてあります。今回、教育委員会の全体で約 30 億円増ということでありまして、その 8 割が教育総務課のほうの 24 億 5769 万 9 千円ということで計上しております。

続きまして、15 ページをお開けください。

このページから各課の事業について載っております。15 ページの 3 分の 2 ほどが教育総務課の事業になります。今回、ナンバー8 の祝吉小学校建設事業及び 13 と 22 の空調の小・中学校、そして 14 と 23 の屋内動場の照明 LED 化事業、そして、先ほど説明しました 15、24 のトイレ洋式化の小・中学校ということで、計上しております。新しい事業について、先ほどの表紙の 1 ページのところを開けていただきますと、教育総務課の色々な事業を抜き出しています。

まず、祝吉小学校の建設事業ですけれども、こちらは平成 28 年度から実施しております。平成 28 年度に校舎の耐力度測定をいたしまして、こちらで 4500 点満という点数が出ましたので、ここで文部科学省のほうから改築の許可を得たところです。それを受けまして、平成 29 年度に設計委託、平成 30 年から工事に入りました。今現在は、大規模改造を行っております。30 年、31 年におきまして改築工事を行っていきまして、来年には改築が終了します。

空調とトイレのほうは、先ほどの説明を省略します。

4 番目の屋内運動場、照明 LED 化事業ということですが、水銀汚染防止法という法律がございます。別名 水俣条例といいますが、こちらが屋体運動場に設置する高天井照明器具に関しましては、水銀ランプの製造、輸出輸入を 2021 年以降禁止とするということが謳われております。それに伴いまして、LED 化に体育館を換えようという事業になります。ただし今使っております水銀灯はそのままということで、こちらが新たに故障した場合には、新しく LED 化したいと考えております。LED 化にすることで、電気が 70%ほど削減できます。また、CO²の排出も 70%削減できるという効果がございます。

最後の中学校の運動場改修事業ということで、平成 31 年度は志和池中学校を上げております。こちらの事業につきましては、平成 9 年度より実施しております。小・中学校は毎年 1 校ずつ実施しております。今年度は残りの中学校未改修が志和池中と高城中となっております。来年度志和池中を実施しまして、再来年度高城中を実施する予定でございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。では、続いてスポーツ振興課、よろしく申し上げます。

●スポーツ振興課長

平成 31 年度の課別当初予算の状況表の総括表から説明させていただきます。

三行目のスポーツ振興課でございます。平成 30 年度当初予算額は 6 億円程度でございましたが、平成 31 年度については、9 億 9573 万 8 千円ということで、3 億 8902 万 2 千円の増ということになっております。

ページを開いていただいて 4 ページでございますが、課別の主な事業ということでお示ししております。こちらの説明については、後の特色ある事業のほうで説明させていただきますので、ご覧ください。

資料の 17 ページをお開きいただきたいと思います。

スポーツ振興課の各事業が 84 番から 96 番までになっております。来年度につきましては、87 番の全国高等学校総合体育大会南部九州大会事業が開催年ということで、2400 万円程度の事業費を計上しております。また、後で説明いたします 90 番の都城運動公園整備事業、それから 91 番の地区体育施設耐震改修整備事業等も増額ということになっております。95 番の 2 年目となりますが、都城トップアスリート事業、それから、96 番、昨年補正で始めたのですが、県からの受託事業ということで、スポーツ習慣化促進事業等を予定しているところでございます。

それでは、特色ある事業の資料 27 ページに書いてあります。みやこんじょジュニアトップアスリート事業でございます。今年が 2 年目となりますが、平成 29 年 5 月に包括連携協定を締結した日本体育大学と連携し、2 巡目の宮崎国体に向けた競技力向上、それから、指導者等のスキルアップ事業を目指して取り組むものでございます。事業概要としましては、選手向けのみやこんじょジュニアトップアスリート事業として、日体大からの講師派遣、合同練習会、来年度から初めて試みますが、日本体育大学へ強化選手を指導者とともに派遣して、合宿等によりスキルアップを行う強化合宿を予定しているところでございます。

また、指導者向けの盆地スポーツ指導者スキルアップ事業については、日本体育大学等からの講師派遣や

指導者、有資格者等の研修会を行う予定でございます。次予算額については606万1千円となっております。

続いて、資料 72 ページをお開きください。(2) 都城運動公園整備事業ということで、野球場大規模改修事業でございます。事業目的については、整備から 50 年以上経過しまして、老朽化している関係で、平成 29 年度から年度的に事業を行っており、来年度が最終年度ということで、大規模な改修を行う予定でございます。事業概要としましては、内外野の全面改修、スコアボード一体型のバックスクリーンの設置、トイレ等の洋式化改修工事等でございます。予算額については、4 億 4082 万 3 千円でございます。

続いて、資料 74 番、地区体育施設改修整備事業でございます。

本事業につきましては、姫城地区の勤労青少年センターの大規模改修工事と次年度に予定しております上長飯・一万城体育館の設計委託、地質調査等の業務委託を計上しているところでございます。総予算額については、2 億 3960 万 4 千円でございます。

以上で、スポーツ振興課の事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長

ありがとうございました。続きまして、文化財課お願いします。

●文化財課長

平成 31 年度課別当初予算状況の 18 ページをご覧ください。

ここにありますように、文化財課の歳出総額は 7374 万 1 千円で、9 つの事業がございます。そのうち主な事業につきまして、ご説明いたします。

課別当初予算状況の 6 ページをご覧ください。

まずNo.129 の埋蔵文化財保存活用整備事業でございます。この事業は、平成 22 年度より実施している事業で、国から 2 分の 1 の補助を受ける出土品の再生整理作業や小・中学校への出前授業、体験学習、歴史資料館での企画展などを行っております。出土品の再生時に伴う整理作業の人員や出前授業、体験学習会の開催に伴う消耗品費が主な支出でございます。

次に、No.131、大島畠田遺跡管理事業でございます。これは、歴史公園として整備いたしました国指定史跡大島畠田遺跡の管理に要する経費でございます。主なものは、草刈り業務委託料でございます。昨年まで年 4 回行っておりましたが、平成 31 年度については年 5 回の予算を組んだところでございます。

続きまして、No.136、上町第二遺跡発掘調査受託事業でございます。この事業は、民間の店舗建て替えに伴う発掘調査に要する経費でございます。経費の 598 万 8 千円につきましては、事業主の負担ということになっております。主な経費は、作業員や整理作業員の賃金、遺物の分析や基準杭設置の委託料、重機の借上げ料などでございます。

最後にNo.137、歴史資料館管理運営費でございます。これは、歴史資料館の管理運営に要する経費で、主なものは非常勤嘱託職員の賃金、館内清掃、庭園管理の委託料、企画展開催に伴う消耗品費などでございます。ちなみに、平成 31 年度は、「眠りから覚めた王様たち」「人々の祈り展」「都城の歴史散歩展」「むかしの道具展」「工芸品展」の 5 つの企画展を開催し、都城の歴史や文化をより広く市内外に PR していくように努めてまいります。

以上が文化財課の主な事業となります。よろしくお願いたします。

○教育長

ありがとうございました。では続いて、学校給食課お願いします。

●学校給食課長

課別当初予算状況の表紙の裏をご覧ください。学校給食課は中ほどですが、平成 31 年度の当初予算額は 5 億 1152 万 1 千円となっております。平成 30 年度と比較しまして 2619 万 7 千円の増となっております。

それでは同じく 7 ページ、8 ページをご覧ください。全部で 6 つの事業がございますが、そのうち 138 番の都城学校給食センターの管理運営費から 142 番の高崎学校給食センター管理運営費までの 5 つの事業につきましては、それぞれの学校給食センターの管理運営に要する経費でございます。それぞれの予算額は、都

城学校給食センターが 3 億 5805 万円、山之口センターが 3164 万 4 千円、高城センターが 4376 万 7 千円、山田センターが 3593 万 8 千円、高崎センターが 3119 万 4 千円となっております。全センター需用費と受託料が主な歳出予算となっております。需用費の中には各センターともにボイラーの燃料費及び光熱水費が大きな割合を占めております。

次に、143 番の学校給食センター施設整備事業でございますが、これは、学校給食の安定供給のため、各学校給食センターの施設設備等の修繕並びに備品等の更新に要する経費でございます。予算額は 6092 万 8 千円となっております。主なものとしましては、都城センターのボイラー及び台数制御取替修繕、そして、学校配送用トラック更新、山之口センターのスチームコンベンションオープン購入、高城センターの給食用食缶更新、山田センターの食器消毒保管庫の購入、高崎センターの下処理室三層シンク等取り替え修繕となっております。

以上が、学校給食課であります。よろしく申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。それでは続きまして、美術館申し上げます。

●美術館長

まず、課別当初予算状況の総括表をご覧ください。平成 31 年度の予算総額は 4105 万 4 千円となっております。前年度に比べまして 684 万 2 千円の減となっております。この差額につきましては、特別展企画費の中の相手方の美術館等にお支払いする負担金が年度によって変わりますので、その分が減額になっているという形になっております。

続きまして、資料の 9 ページをお開きください。主な事業についてご説明申し上げます。

まず、No.146、市美展事業となります。来年度は第 66 回目となります。会期としましては、9 月 14 日から 9 月 29 日で予定をしているところです。主な経費は、審査員・実行委員への謝礼及び入賞者の賞金等による報償費となっております。

続きまして、下の段 No.148、特別展企画展事業ですが、こちらは特色のある主な事業の 11 ページの資料 29 というものもあわせてご覧ください。来年度は、題名については仮称なのですが、「自画像キャンパスの中の巨匠たち展」というものを準備しているところです。会期につきましては 10 月 19 日から 12 月 1 日の予定で準備をしております。各報道機関との共催により実行委員会を組織しまして、その実行委員会の負担金としまして 750 万円を計上しております。今年度は、MR T 等に協賛に入っていただく予定にしております。企画展の中身につきましては、茨城県笠間市にあります日動財団、日動美術館が所有しております自画像の作品約 100 点、中にはピカソ、キスリング、シャガール、藤島武二、藤田嗣治など、有名作家の作品も含まれておりますので、自画像だけを集めた展示というのはなかなか各美術館で例がありませんので、話題性もあるのではないかと考えております。以上です。

○教育長

ありがとうございました。それでは、都城島津邸お願いいたします。

●都城島津邸館長

平成 31 年度都城島津邸では 7 つの事業で構成されております。課別当初予算状況の 18 ページをご覧ください。

150 番、152 番が管理運営費等でございます。そのほかが博物館関係の予算でございます。その中で、150 番、史料調査事業が新事業となっております。154 番、支出が 134 万円の減となっております。明治 150 年記念事業が終了しまして、この関係から約 300 万円強の増となっております。

同資料の 10 ページでございます。

No.150、都城島津邸史料調査事業でございます。新規事業でございます。博物館業務の収集、調査、保管の分野でございます。事業費 395 万 1 千円で、国庫補助事業を予定しておりまして、4 ヶ年の継続事業といたしております。中身につきましては、平成 22 年開館以来、寄贈、移管、寄託された未調査の史料 8 千点

につきまして、調査カードを作成し、目録を作成するものでございます。目録はデータベース化し、写真、画像の貸出し、閲覧等に供します。また、史料調査した後は、展示に供していきたいと考えております。

続きまして、No.152 でございます。都城島津伝承館特別展開催事業でございます。これは、特色ある事業の中にも入っておりますが、事業費といたしましては739万円、一般財源を主にしておりますが、観覧料等124万3千円を見込んでおります。事業の内容といたしましては、「戦国武将島津義弘と都城」、会期が10月半ばから11月半ばまで、関連イベントとして記念講演会を予定しております。中身につきましては、今年2019年が戦国武将島津義弘没後400年、庄内の乱後420年となっております。この義弘の活躍を都城島津家の歴史と絡めて、公開承認施設を活用しながら国宝級の史料を展示しながら、紹介していくものでございます。

続きまして、No.154、都城島津家史料修復事業でございます。この事業は、都城島津家の史料を修復するもので、平成23年度から行っております。平成31年度は、庄内地理誌ほか2点の古文書、漆製の調度品を修復する予定でございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。続きまして、山之口地域振興課長、よろしく申し上げます。

●山之口地域振興課長

山之口総合支所地域振興課の教育費に係る平成31年度の当初予算についてご説明いたします。

課別当初予算の状況の総括表をご覧ください。山之口地域振興課、平成31年度の予算総額は965万5千円となっております。平成30年度と対しまして1210万1千円減額となっておりますが、これは主に体育設備管理費を1021万2千円と地区公民館費を296万7千円の減額が主な要因となっております。

それでは、11ページをお開きください。

事業No.159、健康増進事業、山之口地区地域活性化事業、予算額107万円ですが、この事業は、地域活性化基金を活用し、山之口地区まちづくり協議会が実施主体となり、十数年ぶりに山之口地区大運動会を開催するものに補助するものであります。

次に、事業No.160、地区公民館費、予算額558万5千円で、地区住民を対象とした生涯学習の拠点施設の管理運営の経費を計上しております。主な経費は、嘱託職員2名分の賃金、光熱費、清掃業務などの委託料、図書室の図書購入費となっております。

次に、事業No.163、体育施設維持管理費、予算額209万7千円で、山之口地区の体育施設の維持管理に要する経費を計上しております。主な経費は、体育館指定管理料や施設清掃業務などの委託料、施設の修繕料となっております。以上で説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。では続きまして、高城地域振興課長、よろしく申し上げます。

●高城地域振興課長

主な事業につきまして、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、4312万1千円を計上しております。主なものは、幼稚園の保育料、施設型給付費分や地区公民館の使用料、郷土資料館の入館料等となっております。歳出につきましては、課別総括表をご覧になっておわかりになりますように、1億323万3千円を計上しております。

予算資料課別当初予算の状況の12ページをご覧ください。No.164、高城郷土資料館管理運営費は、高城郷土資料館の管理運営に要する経費でございます。1110万円を計上しております。主なものは、受付業務を行う嘱託職員の賃金や公有管理業務委託料、燻蒸委託料などでございます。No.160、高城生涯学習センター管理運営費は、高城生涯学習センター管理運営に要する経費で、2199万9千円を計上しております。主なものは電気料等の光熱水費、常駐兼警備委託料、清掃業務委託料、舞台技術業務委託料などでございます。

No.169、体育施設維持管理費は、体育施設の維持管理に要する経費で、3677万8千円を計上しております。主なものは、四家地区運動広場等の10ヶ所の公園維持管理業務委託料や高城運動公園桜木地区にある勤労

青少年ホーム石山体育センター、有水地区にある農村環境改善センター、四家地区にある多目的研修集会施設の施設指定管理委託料でございます。

No.171、一般管理運営費幼稚園は、幼稚園の維持管理に要する経費で、1588 万 7 千円計上しております。主なものは、公立幼稚園 3 園分の嘱託職員の賃金、施設整備委託料等でございます。

No.173、一般管理運営費、公立幼稚園の預かり保育の管理運営に要する経費で、901 万 6 千円を計上しております。事業内容は、教育時間以外に在園児を預かるものです。主なものは、非常勤嘱託職員の賃金です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○教育長

ありがとうございました。では続きまして、山田地域振興課長、お願いします。

●山田地域振興課長

まず、課別総括表をご覧ください。平成 30 年度当初、4489 万 5 千円に対しまして、平成 31 年度 685 万 3 千円を計上しております。3804 万 2 千円の減額となっております。減額の中身につきましては、19 ページにございますように、山田総合センター管理費、地区公民館費、これは直接教育委員会の事案ではございませんが、クリーンセンター関連でございます。自治公民館建設支援事業が主な内容となっております。

続きまして、課別の主な事業の 13 ページをご覧ください。

事業No.174、山田総合センター管理費、予算額 621 万 1 千円ですが、この事業は、地区住民を対象とした生涯学習活動拠点施設の管理運営に要する経費を計上しています。主な経費は、嘱託職員 2 名分の賃金、光熱水費、夜間等常駐警備業務などの委託料、図書室の図書購入費でございます。

なお、夜間等常駐警備につきましては、7 月から総合センターの改築工事に入るため、4 月から 6 月までの 3 ケ月分を計上しています。

次に、事業No.178、スポーツ団体運営費、予算額 30 万円でございますが、地区住民の競技力向上及びスポーツの振興を図るため、山田地区体育協会の運営費として補助をするものでございます。

最後に、事業No.179、体育施設維持管理費、予算額 32 万 7 千円でございますが、山田地区内の体育施設の維持管理に要する経費を計上しております。主な経費は、施設の修繕料でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○教育長

ありがとうございました。それでは、高崎地域振興課長、よろしくお願いたします。

●高崎地域振興課長

初めに、平成 31 年度の予算編成におきまして、高崎地区公民館の 4 つの分館と 2 つの教育集会所を、多目的研修集会施設として、今回、3 月の条例に改正を申し出ています。教育施設からコミュニティ施設に移行しますので、それに伴いまして、教育費から総務費へ組み替えとなります。その減額の金額相当額が 1407 万 8 千円相当になっていると思います。

それでは、課別主な事業説明資料の 14 ページで説明いたします。

地域活性化事業の教育に係る事業が 2 つありますが、そのうちの 1 つのNo.182、健康スポーツ推進事業についてご説明申し上げます。

この事業は、高崎の地域住民の健康増進のため、スカットボールを推進してまいりました結果、各地区公民館での用紙の貸し出しの要望が多くなり、地域で活用するため、6 つの地域に 2 セットずつ配布し、スポーツ推進員等の指導のもと、さらに普及を努めてまいります。

次に、No.183、地区公民館費におきましては、先ほど説明しましたが、分館運営費に利用していました人件費を多目的研修集会施設管理運営費として総務費へ組み替えたため、減額となっております。

最後に、No.187、スポーツ団体運営費におきましては、隔年行われます体育祭が平成 31 年度に開催されますので、128 万 3 千円の補助金が増額となって予算計上しています。以上で、説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、学校教育課長と生涯学習課長がまだですので、ここで一旦切って、審議に入りたいと思います。
ご質問等あれば、よろしく願いいたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

教育総務課にお伺いしたいのですが、空調設備事業が進んでいるということなのですから、電気代に関する予算はどのようのでしょうか。

●教育総務課長

今後、夏場と冬場を計上しております。

○濱田委員

冬は暖房として使うということですか。

●教育総務課長

夏冬使っていただくとは考えております。ただ、扇風機なども併用しながら、コストを抑えていきたいとは考えております。学校側にも、空調機を使用する際のガイドラインみたいなものを示して、ご協力をお願いしたいと考えております。

○濱田委員

トイレ洋式化ですけれども、温水便座とかそういうものも付くのですか。

●教育総務課長

今のところは、ウォシュレットも保温マットも付ける計画はありません。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

スポーツ振興課に、球場の整備費のご説明をいただきました。ナイター照明の計画というのはどうなっていますか。

●スポーツ振興課長

ナイター設備の設置計画は、現在のところはございません。

○中原委員

これで誘致資格をとられるのですか。

●スポーツ振興課長

公式戦を呼ぶ場合においては、ナイター設備が必須ということで伺っておりますが、ナイター設備の事業費等のビジョン等で、採択がならなかった関係で、今、プロの球団から監修といいますか、ご教示いただいた提案をもとに、オープン戦とか、フェニックスリーグ等を誘致できる施設ということで、平成 31 年度までに改修しまして、そちらを誘致するというので、目標として取り組んでまいります。

○中原委員

1 点だけ、先ほどのスポーツ振興課で、トップアスリートの項目があったと思うのですが、資料の 27、この内訳のところにあるのですけれども、ネーミング、盆地スポーツ指導者スキルアップ事業というのは、日体大の講師の事業の内容でよかったのですよね。

●スポーツ振興課長

日体大を含めました講師の派遣事業ということで、小・中・高、指導者につきましては、上のみやこんにゃくジュニアトップアスリート事業は小・中の選手強化、指導者スキルアップ事業については、小・中・高までの指導者を対象とした指導者向けの講習会等を予定しているところでございます。

○中原委員

外部が関わってくることですよね、日体大以外の大学等々に派遣をしてということで、事業名で、盆地は

全国各地に色々あるので。

●スポーツ振興課長

盆地スポーツ指導スキルアップ事業というのは、来ていただくという形です。上のみやこんじょジュニアトップアスリート事業の丸の3つ目が、今年から日体大へ指導者と指定された強化選手を、日体大の合宿所に派遣して、向こうで実演指導を行っていただくという事業でございます。

これについて、詳しく申し上げますと、昨年事業をやって、なかなか指導者の派遣がかなわないという状況がございます。全国 60 自治体と連携されているということで、なかなか派遣については厳しいという状況がございまして、受け入れは割かし可能ですというご提案を受けて、来年度については、選手と指導者を派遣するというのを2年に1回のスパンで行おうということで、予定している事業でございます。

○教育長

では、ほかにはございませんでしょうか。

私からよろしいでしょうか。

まず、美術館ですけれども、今回の受託というのは、MR Tとのタイアップで、何か以前は、UMKともしたような気がするのですが。

●美術館長

平山郁夫展はUMKに入っていたいて、今回はMR Tのほうに入っています。

お借りする美術館との連携の関係があったりするので、美術館協議会などと連携をすると、読売新聞の本社がスポンサーというか、メイン協賛に入っているんで、それぞれのメインスポンサーにあたるどころの関連の系列のところとということ、今回はMR Tさんをお願いをしているところです。

○教育長

それぞれのお付き合いがあるということですね。わかりました。ありがとうございます。

山之口総合支所なのですけれども、平成 16 年以来となる大運動会を行うということで、去年、山田が企画をしたところで、非常にそれぞれ頑張っているなど思っているのですが、これは、開催するという意図というのは、どういうところでしょうか。

●山之口地域振興課長

皆さんご存じのとおり、山之口には県の陸上競技場が建設されるということで、平成 32 年度から工事着工という形になるかと思っておりますので、今年が今の形で迎えるのが最後ということで、陸上競技場も、県の陸上競技場の建設の機運を高めるためにも含めまして、第 5 回まちづくり協議会で開催したいと思っております。

○教育長

ありがとうございます。素晴らしいですね。教育委員会としても、全面的にバックアップしていきたいと思っております。

それから、文化財課なのですが、大島畠田遺跡につきましても、議員からの質問でも、草が繁茂していると言われてしまったのですが、5 回ぐらい草刈りにいけば何とかかなりそうですか。

●文化財課長

今年までは、6、7、8、10 月でやっていたのですがすけれども、4 月も伸びが早いということで、4 月にどうしても刈りたいということで、財政課と交渉しまして 5 回と。

○教育長

そのぐらいやれば見栄えとしてはいいぐらいですか。夜は幻想的だということで、私も見てみたいと思っております。

ほかによろしかったでしょうか。

それでは、各課、それから、各館からのご説明をいただきました。新年度予算に向けて、また、それぞれ頑張っていたきたいと思っております。

それでは、議案第 43 号の議事につきまして、あと 2 課残っておりますので、続きを始めたいと思います。平成 31 年当初予算について、生涯学習課長からよろしいでしょうか。お願いいたします。

●生涯学習課長

それでは、平成 31 年度当初予算の生涯学習課分なのですが、まずは、特色のある主な事業というところでピックアップされております事業、地区公民館建設事業ということについて、概要の説明をさせていただきます。

ご存じのとおり、公民館建設事業においては、資料の 76 ページになります。

平成 30 年度に祝吉地区公民館がまもなく完了ということになりまして、平成 31 年度は、平成 29 年度から継続事業ということで、2 つの事業、沖水地区公民館、そして、志和池地区公民館、平成 30 年度からの事業ということで、庄内地区公民館、この 3 つの事業が平成 31 年度で展開をする予定にしております。いずれの地区公民館も、地区市民センターとの併設ということで、この事業は進みます。

それぞれの事業の総事業費については、そこに記載されているとおりでございます。今年度は、予算額としては、一番下にあります沖水が 3 億 8 千万円、志和池が 4 億 3700 万円、庄内が 1 億 2900 万円ということになっております。詳細は後で申し上げます。この 3 つの事業を今、地区公民館の建設事業として、平成 31 年度も引き続きしていくところでございます。

続きまして、課別当初予算の状況ということで、ご説明申し上げます。

課別総括表にもございますとおり、平成 30 年度の生涯学習課の当初予算額の総額は、11 億 4700 万円余だったのですが、平成 31 年度は 17.5% 増ということでございまして、13 億 4700 万円余となっております。約 2 億円増額ということになっております。

詳細につきましては、同じ資料の 18 ページにございますとおり、先ほど申し上げましたように、祝吉地区公民館の事業が減少し、沖水地区が新たに 1 億円余増額となっております。また、志和池についても、3 億 3 千万円余増額、そして、庄内地区公民館も、前年度から比較すると約 8 千万円増額ということで、トータル 2 億円余の増額となっております。

続きまして、個別の事業の中身についてご説明申し上げます。

課の主な事業ということで、5 ページを開いてください。

生涯学習課は、No.100、生涯学習機会づくり推進事業で、いわゆる、よか・余暇・楽習ネットワークの事業が平成 30 年度に市の直営となっております。この推進に必要な事業ということでございまして、1 億 4300 万円の事業費でございます。その内訳なのですが、嘱託職員 2 名の雇用、よか・余暇・楽習ネットワーク事業で行いますそれぞれの教室の講師の謝礼金として、1100 万円余予定しております。

なお、今年度の生涯学習グループなのですが、110 グループ、そして、体験教室 64 教室の見込みで、予算を編成しているところでございます。

続きまして、No.124、図書館管理運営費でございます。

これは、まちなかに移転しました新図書館の管理運営に係る経費でございまして、事業の総額として 2 億 3300 万円余でございます。主なものとしては、図書館の管理運営に係る業務委託料、これは指定管理料ということになりますけれども、2 億 2600 万円余、施設の修繕、図書管理システムの保守委託ということで、400 万円余予算を見込んでいるところでございます。

なお、管理運営業務委託の約 80% 以上は、人件費を想定しているところでございます。

最後に、先ほど申し上げました沖水地区公民館ほか 3 地区公民館の建設事業について、ご説明申し上げます。

事業概要については、先ほどご説明申し上げたとおりなのですが、沖水地区が 3 億 8 千万円余、志和池地区が 4 億 3700 万円余、そして、庄内が 1 億 2900 万円余ですが、それぞれ地方債ということで、合併特例債をそれぞれの額を予定しております。一般財源は一番右側にある金額でございまして、持ち出し

はこの部分ということになろうかと思います。

それぞれの今年度の予定なのですが、沖水については、本体工事はもちろん、今沖水は地区市民センターと公民館を稼働しながら、建設工事を進めておりますので、いずれは、本体工事が終わる時点で、解体も進めなければなりません。それから、駐車場整備のための造成工事ほかということになっております。

それから、志和池が同じく本体工事、そして、工事監理業務委託、解体、これは市民センターなのですが、志和池は既に仮設の公民館を設置しておりますので、その仮設のリース料を含んでおります。

庄内地区におきましては、本体工事のほか、工事の監理委託、ここは同敷地内に仮設公民館が建設できませんので、先に解体工事を進めます。近隣に仮設の公民館を設置しますので、それに係るリース料として予定を組んでいるところでございます。

生涯学習課については以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

続きまして、学校教育課、よろしくお願いいたします。

●学校教育課長

資料に戻りますが、平成 31 年度当初予算の特色のある主な事業について、まず、ご説明申し上げたいと思います。

資料としましては、21 ページからになります。

都城市の 3 番目の目標であります人間力あふれる子どもたちの育成ということの中の一環としまして、学校教育課で取り組むものでございます。23 ページまでが学力向上に対する事業でございます。

まず、21 ページですが、その中の小学校レベル向上対策事業でございます。算数の少人数指導ということで、非常勤講師を 21 名配置いたしまして、子どもたちの算数がわかるという授業、算数ができる感覚を子どもたちにしっかり身につけさせるために行う事業でございます。

22 ページですが、2 つの事業としましては、小中一貫学力向上研究指定事業を来年度また行います。事業概要でございますが、来年度は 5 中学校区を指定しまして、事業を行います。中心となるコアティーチャーを核としながら、学力向上担当者と連携をいたしまして、授業の改善あるいは学力の向上を目指して、取り組んでまいりたいと思っております。

23 ページでございます。3 つ目の事業としまして、中学校教員業務支援事業でございます。これにつきましては、南九州大学生を派遣いたしまして、大規模校の中学校に派遣いたしまして、先生方が生徒とじっくり向き合う時間を確保して、学力向上やあるいは生徒指導の充実を図ることで取り組んでまいりたいと思っております。

24 ページをご覧ください。2 つ目の事業ですが、ALT による語学指導事業を実施いたします。市内のすべての小学校の 3 学年から 6 学年の外国語活動、そして、すべての中学校の英語科の授業等に ALT を派遣して、語学力の向上だとか、豊かな国際感覚を身につける機会の提供ということで、派遣してまいりたいと思っております。

25 ページでございます。小学校図書館サポーター配置事業でございます。学校図書館に小学校図書館サポーターを配置いたします。来年度は 2 名増員して、26 名のサポーターをつけていきたいと思っております。子どもたちが何よりも本を好きになってもらうということ。そして、豊かな読書習慣を身につけてもらえたらという思いでございます。

最後に、26 ページでございます。中学生海外交流事業でございます。オーストラリアのクイーンズランド州立バーペンガリーステイト・セカンダリーカレッジに派遣いたしまして、ホームステイをしたりして、交流をしたりして、豊かな国際感覚はもとより、グローバル化された生徒の育成を目指して、行ってまいりたいと思っております。

以上が、特色ある事業ということでございます。

それでは、当初予算の状況につきまして、ご説明申し上げます。

まず、総括表がございますが、総括表についてでございます。本年度、学校教育課は 8 億 2310 万 5 千円の予算でございましたが、来年度の当初予算につきましては、8 億 771 万 6 千円ということで、1538 万 9 千円の減額で、1.9%の減額となっております。

それでは、主な事業ということで、学校教育課は 2 ページからになります。まず、特別支援教育推進事業でございます。予算額は、6495 万 4 千円です。内容としましては、肢体不自由などの障がいのある児童・生徒の校内生活での介助、学習障がい等のある児童の学習支援を行うための事業でございます。

続きまして、児童生徒健全育成事業でございます。1029 万 9 千円の予算でございます。事業内容でございます。日本サッカー協会の J F A 心のプロジェクト「夢の教室」というのがあるのですが、それに取組んで、スポーツで活躍されている方との交流活動等を通して、夢を持つことやその夢に向かって努力することの大切さを伝えて、児童・生徒の健全な成長を支援していきたいと思っております。

3 番目です。A L T による語学指導事業がございます。5464 万 4 千円の予算でございます。内容としましては、先ほども申し上げましたが、小学校の外国語活動、中学校英語科の授業等に A L T を派遣して、授業指導を補助、教材作成等の支援業務を行うものでございます。来年度は、1 名増員しまして、17 名を市内小・中学校へ派遣いたします。

4 番目です。中学生海外交流事業ですが、768 万 1 千円の予算でございます。オーストラリアクイーンランド州立バーペンガリー中等学校生徒の相互交流を行って、語学力の向上や国際性豊かな人材を育成する事業でございます。派遣人数は 20 名でございます。

小学校学力向上対策事業につきましては、4354 万円の予算でございます。内容としましては、小学校第 3、4 学年の算数科に、習熟度別少人数指導を導入しまして、31 人以上の学級がある学年に、非常勤講師を配置して、学力向上を行ってまいりたいと思っております。

3 ページにまいります。小中一貫学力向上研究指定事業につきましては、159 万 7 千円でございます。内容は、来年度は 5 中学校区からなのですが、コアティーチャーを育成いたしまして、中学校区の新中学校が連携して、小中 9 年間の一貫指導によって学力の向上に至るものでございます。

続きまして、中学校教員業務支援事業でございます。134 万 4 千円でございますが、学級数が 12 学級以上の大規模校の中学校に、教員の業務を補助する支援員 1 名ずつ配置しまして、教員が生徒と向き合う時間を確保することによって、個別指導、生徒指導の充実を図るものでございます。

続きまして、学校運営協議会制度推進事業でございます。254 万 4 千円です。平成 25 年度に全小・中学校に設置いたしました都市市学校運営協議会において、委員による積極的な支援体制を学校に確立することによって、学校、家庭、地域社会が一体となって学校づくりに取り組んで、地域とともにある学校づくりを推進してまいりたいと思っております。

続きまして、小学校フッ化物洗口事業でございます。435 万 3 千円でございます。これまでに、平成 29 年度は 8 校、本年度は 9 校ということで、17 校で実施しております。来年度は新たに 10 校のモデル校を指定しまして、洗口を広げてまいりたいと思っております。なお、事業に関する検討会も実施したいと思います。

続きまして、小学校図書館サポーター配置事業でございます。1909 万 3 千円です。小学校に図書館サポーターを派遣いたしまして、学校図書館の環境整備、児童の読書活動の支援及び司書教諭の業務支援を行うための事業でございます。来年度は 2 名増員しまして、26 名を市内の中学校へ派遣したいと思っております。

最後は 15 ページの下のほうから 17 ページの上のほうまで、沢山ある事業の中でも今説明したものが主なものでございました。以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。それでは、ご質問等あれば、よろしく願いします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございました。

学校教育課にお伺いしたいことが 2 点あります。お願いとお伺いしたいことなのですが、1 つは、特色のある主な事業の資料 21 ページで、少人数指導、非常勤講師 21 名程度配置しますということで、このことにつきまして、講師の先生の人材を育ててやられたいということで、人材確保をお願いしたいと思います。中には担任が主になってサブで非常勤の先生がついて進めないというまくいかな場合もございますので、人材確保をよろしくお伺いしたいとのお願いです。

それからもう一つは、図書館サポーターのことなのですが、小学校図書館サポーターについてなのですが、月曜日に文化振興講話会でも、小学生の図書館利用、図書の貸出数の話が出ました。そのときに、年間一人当たり 80 冊の読書量があるということで、この図書館サポーター事業は本当に大事な効果も上がっていると感じたところです。2 名増ということで、大変ありがたいなと思います。このことについて、中学校のほうも祝吉中、1 校だけ入っているところを見させていただいたのですが、非常に効果が上がっていて、中の図書の配置にしても、子どもたちがとても興味を惹かれるようなセッティングもされていたので、中学校のほうも進めていきたいという学校長等の願いもあるのではないかと思います。進捗状況等があれば教えていただきたいと思います。

●学校教育課長

人材育成というのは本当に大事なことで、本年度に限って申し上げますと、事業研究会だとか、研修会等を何回か開催させていただいて、指導主事をはじめ、指導助言を行っているところですので、そういった形で、来年度も進めてまいりたいと思います。

それから、25 ページの小学校図書館サポーター配置事業でございますが、岡村委員がおっしゃったとおりでございます。本課としまして、中学校にぜひ導入していきたいと考えておまして、小学校の効果が非常に出ておりますので、そういうものを中学校にまたつなげていきたいという願いでございます。今後も頑張りたいと思います。

○教育長

少人数の非常勤の先生方は、教育委員会の黒木顧問が実際に陣をうってきちんとされているようでございまして、それだけでも専門性の高い先生方が生まれているのではないかと考えております。

○濱田委員

学校教育課の課別の主な事業の 3 ページの一番下、今の小学校図書館サポーター事業なのですが、前年度より 2 名増員し、16 校の市内小学校に派遣しますと、16 校って、本来一人 2 校ですから、全体で 50 校配置されるだろうと思っておりますけれども、この場合の 16 校でいいのですか。

●学校教育課長

小学校は今、全部で 37 校ございますが、我々としては、本当は 1 校に一人の図書館サポーターをつけたという願いがございます。特に大規模校はそうなのですが、そうやってつきたいのですが、予算の関係もありまして、大変申し訳ないのですが、小規模校だとか、兼務という形である学校の人が何校かにわたって行っていただくというようなことで、今、残念ながら 26 名ということになっております。まずは小学校を目指して、そして、岡村委員がおっしゃいました中学校のほうに押し上げていきたいと思っております。

○濱田委員

この 16 校というのは、いわゆる常時おられている学校で、専属でその小学校におられるということですね。

●学校教育課長

16 校には常時いただきます。何人かは兼務ということになります。

○教育長

単純に計算すると、26 名中 16 名の方が 16 校に貼り付けの方がいらっしゃる。10 名の方が掛け持ちをしていらっしゃるということですね。

ほかにございませんでしょうか。

●学校教育課長

単純に言うとなのですけれども、結局、10 名だと 2 校ということになりますので、一人の人が近くの 1 校、2 校、3 校ぐらい掛け持ちもございますので、若干、10 名より減る可能性もあります。

○濱田委員

今、説明のほうで伺わなかったのですが、当初予算各課事業別一覧表、最後のほうの 15 ページ、No.51、ICT 化の推進事業の件ですが、小学校におきましては随分と減額されております。70 番、中学校も随分と減額が進んでいる。これはだいたい整備が整いつつあるという見方でよろしいでしょうか。

●学校教育課長

来年度、再来年度ですべての小・中学校で ICT 環境が整うということで、考えておりました。来年度は、エアコン整備等に経費がかかるということで、ICT が遅れて、減額されております。また、要望は続けていきたいと思っております。

○濱田委員

わかりました。課のバランスをとってという見方でいいですね。

○教育長

今現在は、小学校 4 校、中学校 4 校の 8 校ですね。

●学校教育課長

8 校には Wi-Fi とか環境が整っています。

○教育長

ここをモデル校にして、じっくりと研究をして、それぞれの学校へと。

○濱田委員

今後、プログラミング学習というものが進んでくると、こういう環境整備というのは逆に急を要するのかなと考えて、だいたい整ってきたから減額になったのかなと思ったのですが、そういうバランスということで、承知いたしました。

○教育長

ほかにございせんか。

○赤松委員

すべての課のご説明等をお聞きして、感想になります。課長さんが全員いらしゃったときに申し上げたほうがよかったのかもしれませんが、会の進行上の都合で仕方ありません。くれぐれもよろしくお伝えいただけたらと思います。

それぞれの課やそれぞれの地区の担当課、それぞれの方々が一生懸命本市の教育文化、あるいは生涯学習に関わることを、少しでも充実させようと努力して、予算確保にあたっておられる姿をこの予算書から感じさせていただきました。特に、大きな課題である学力向上については、学力向上に関する小学校、中学校、ソフト面である人をどれだけ配置してやっていくかということについて、数年前から取り組みがなされ、効果も上げてきているということを耳にしております。そういうことを着実に進めてこられていることと同時に、今後は子どもたちが学ぶ教室の空調化、あるいはトイレの洋式化を含めて、ハード面で相当量の予算をつぎ込んで改善していこうとすることが、極めてクリアな現実としての形になってきたなと感じております。教育長をはじめ、それぞれの担当課、それぞれの部署で精一杯ご尽力いただいた成果がこの予算になっていると思います。ご高配下だった市長にも感謝申し上げたいと思いますし、それぞれの課長さんをはじめ、それぞれの部署でご尽力いただいた方々に対して、ありがたいなと教育委員として感じております。どうぞそれぞれの部署でよろしくお伝えいただければと思っております。

○教育長

ありがとうございました。それでは、ほかにはございませんでしょうか。

総括いたします。議案第43号につきましては、原案どおりお認めいたしまして、どうか頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

【報告第126号】

○教育長

報告第126号をスポーツ振興課長からご説明をいただきます。よろしく申し上げます。

●スポーツ振興課長

それでは、報告第126号 都城運動公園野球場スコアボード一体型バックスクリーン設置工事に関する公募型プロポーザルの実施について説明いたします。

来年度、都城運動公園野球場にスコアボード一体型バックスクリーンを整備する予定ですが、事業費2億1050万5千円の工事を発注するにあたり、システム開発等による高度な技術力の提案を求めることから、設計から施工までを一貫して施工を行う必要があります。このため、施工業者を見積額及び技術提案を含めた総合的な判断から選定することができるプロポーザル方式を採用するものでございます。

なお、スコアボードは設置後25年が経過し、施設の老朽化等により、スコアボードに不具合が発生し、施設利用者に支障を来している状況です。つきましては、公募型プロポーザル契約を実施するため、3月議会において、債務負担を設定し、選定委員会を設置しまして、契約準備業務を行うものでございます。

それでは、添付資料の基本方針をご覧ください。

1のプロポーザル方式の選定理由につきましては、設置後25年が経過して老朽化している状況でございます。そのため、フルカラーLED方式によるスコアボード、一体型バックスクリーンの整備を行うことによりまして、利用者の利便性やシステムの安定性、操作性の向上を備えるとともに、ランニングコストや保守管理などの経済性にも優れた機器の選定を行うものでございます。

したがって、今回の工事を発注にあたりましては、その性質が価格のみの競争になじまないため、プロポーザル方式を設定採用するものでございます。

(2)の選定方法につきましては、都城市の入札参加資格業者名簿の登録業者で、電気工事に登載される者を対象とした公募型プロポーザルを採用する予定でございます。

3点目の、期待できる効果につきましては、限られた事業費を最大限に有効に活用するとともに、エンターテインメント性等を発揮できる表示機能を持ったスコアボードを入れたいと考えているところでございます。また、総合評価によりまして、業務の履行にも最も適した事業者を選定できるという効果がございません。

裏面の4、審査方法等につきましては、市の職員5名と利用者団体1名の6名をもって選定委員会を組織する予定でございます。委員会は、事業者から提出された技術提案書について、業務に対する理解度、提案書の的確性、同様業務の実績、維持管理及び安全性に対する配慮、見積額の妥当性等を基準として審査を行い、優先交渉者を選定いたします。

5番の業務スケジュールにつきましては、2月に設置要項の制定をいたしまして、3月上旬に第1回の選定委員会を開催、3月下旬までの参加表明書の提出期限を待って、2回目の選定委員会、そして、5月にプレゼンテーションを実施して、優先交渉者を選定する運びとなっております。その後、6月議会の承認を受けまして、3月までの工事完了ということで、予定しているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○教育長

それでは、これに対しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、報告第126号につきまして、承認いたします。よろしくお願ひいたします。

【報告第130号】

○教育長

それでは、報告第130号を高城地域振興課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。

報告第130号、高城郷土資料館企画「お城の迷宮」開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

開催要項にございますように、子どもたちに郷土の歴史や文化を気軽に遊びながら学べる機会をふやすことにより、郷土資料館のPR及び利用促進を図るものでございます。日程は、平成31年3月2日、土曜日から3月3日、日曜日の2日間です。内容は、郷土資料館2階企画展示室で、月山日和城クイズ迷路を実施いたします。段ボールの迷路をめくり、クイズに答えながら、ゴールを目指すものです。時間は、10時から午後3時、対象は小学生以下、参加費は無料でございます。3日、日曜日には、その企画に加え、1階ロビーでお茶の会「われもこう」による抹茶体験を実施します。お茶とお菓子代で200円が必要です。これはどなたでも体験できますが、先着100名までです。時間は10時から午後4時です。

なお、迷路も抹茶体験も12時から午後1時は休憩時間となります。郷土資料館への入館料は必要になります。

以上で、報告第130号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

それでは、報告第130号につきまして、承認いたします。よろしくお願いいたします。

【報告第129号】

○教育長

それでは、報告第129号を美術館長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●美術館長

報告第129号についてご説明申し上げます。

平成30年度都城市立美術館作品収集委員会に諮問した結果の答申についてでございます。前回の1月の定例委員会で作品、収集委員の先生方等についてはご説明申し上げましたので、結果のみをご報告したいと思っております。

今回、答申をいただきました作品は、山内多門、飛騨周山、勝田蕉琴、3名によります合作による掛け軸1点、この「松竹梅」という題名は、箱書き等がありませんので、美術館のほうで仮に題としてつけたもので、実際は無題でございます。これが評価額、それぞれの先生方の所見につきましては、用紙のほうに欄が小さいのですが、それぞれ書いてあります。評価額については5万円ということです。

鹿児島出身の日展の会員であります伊弁田経正さんの油彩画4点、それぞれ「ある風景」「宴」「1980年夏」「1990年秋」という作品を4点それぞれ評価額が250万円、200万円、300万円、400万円、総額1155万円の評価額。これは実際に、販売したときに売れるかという値段ではないのですが、それぞれの作品についての評価ということで、出させていただいております。

以上5点、美術館の収蔵作品として収集に値するという答申をいただきました。以上です。

○教育長

ありがとうございました。このことにつきまして、質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第129号を承認いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【報告第 128 号】

○教育長

それでは報告第 128 号を学校給食課長からご説明いただきます。

●学校給食課長

報告第 128 号、都城三股学校給食センター調理及び配送業務委託の審査結果についてご報告いたします。

昨年 10 月の定例教育委員会におきまして、本件につきましては、提案型のプロポーザル方式により業者を選定することをご報告いたしました。その後、10 月 22 日に本件についての公告を行い、業者を募集したところ、A 社と B 社の 2 社の参加がございました。

なお、6 月に中止となった一般競争入札の際にもこの 2 社の参加があったところでございます。

今年に入りまして、1 月 7 日に一回目の選定委員会で書類審査を行いました。1 月 31 日に、2 回目の選定委員会で参加業者 2 社のプレゼンテーション及びヒアリングを行いました。採点審査の結果、関係資料のとおりに、A 社を優先交渉者として決定いたしました。

関係資料の審査結果の点数につきましては、5 名の選定委員の採点の平均点となっております。大きく差がついているものを説明いたしますと、②事業実績については、1 センターでの食数の実績を求めたもので、相当の差がございました。③業務実施体制については、業務責任者等の実務経験期間や有資格者の数に差があり、加えて、業務従事者の休暇等の代替者確保の提案に差があったものでございます。この後、株式会社学産給食と業務委託契約を締結いたしますが、山田学校給食センターにつきましては、直営からの委託開始となりますので、4 月 1 日の業務開始に向けての引き継ぎなどの準備をこれから行ってまいります。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○教育長

ありがとうございました。それでは、報告第 128 号につきまして、ご質問があればお願いいたします。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。1 点だけ教えてください。

今、評価項目のご説明の詳細をいただいたのですが、10 番の個人情報保護というのは、この評価の中にどういう評価をされたのですか。

●学校給食課長

これは、社員の情報とか、子どものアレルギーのこととか、そういった情報が委託業者には入ってきますので、そういうものを漏れないようにということです。どういう対策をとっているかというあたりです。

○中原委員

A 社だと半分以下というか、アレルギーを気にするところで見ますと、非常に不安です。

●学校給食課長

ここは、A 社に社員の個人情報についての記載がありませんでした。そこは当然、やっておられますが、その記載がなかったものですから、点数が少し低くなったということです。

○赤松委員

同じように、④と⑤の衛生管理体制、危機管理体制というのは、美味しく、安全であるという学校給食の立場から考えると、極めてこの数値は非常に大切だと思って見せていただいたのですが、他社のほうが数値が高いのです。やや他社に比べて、この 2 点の衛生管理体制、危機管理体制の数値が低いという点が気になるのですけれども、現在、この A 社、あるいは B 社はどこかで実際にやっつけらっしゃるのですか。

●学校給食課長

A 社は今の都城センターを担当しております。他に都城市内では、高城と高崎のセンターを担当しております。

○赤松委員

であれば、どちらの業者に対しても、例えば、学校現場の校長先生の立場からのご意見とか、そういった

ものについて、何か収集した情報があればお聞かせいただきたいというのが 1 点と、衛生管理体制、危機管理体制については数値、評価がちょっと他社より低いというのが気になってお尋ねしました。

●学校給食課長

まず、1 点目の学校からの指摘とか、そういうものは特段ありません。A 社に関して言うと、都城では 11 年目に入っているのですけれども、今まで大きな事故等で衛生管理面で中止になったことはございません。従業員の調理の家族にノロウイルスかもしれないというのがあって、3 日ほど停止をしたことがあります。実際には、ノロウイルスではなかったのですけれども、教育委員会の中で中止しようという判断になりました。事故等と言えば、これまで中止になったとか、そういったことはございません。

○赤松委員

40 点満点の 24 点、片方は 40 点満点の 26 点であり差はないのですが、この数値が大丈夫なのかと気になっています。

●学校給食課長

B 社のほうが、提案書としては立派な提案書だったのです。その辺でこの差がついたと思うのですけれども、実際のところ、学産給食の提案書は確かに多少劣っているけれども、先ほど申しましたとおり、10 年の実績があって、その辺を踏まえた上でやっているということを知っているということもあって、その差が出てきたと思っています。

○教育長

今、赤松委員がおっしゃっていらしたのは、満点が 40 であるということ、その中で、そこに近い数字が出てくるのではないですか。衛生管理体制を問うのであればということではないかと思うのですが、その内訳としてはどうなのでしょう。

●学校給食課長

ここの点数で言うと、5 段階の点数を付けているのです。そうすると、標準が C です。要するに、真ん中の 10 でいくと 10、8、6、4、2 ですよね、5 段階でいくと。真ん中が 6 点になって、これは C になるのです。これが標準で、問題がないというレベルです。

○教育長

つまり、40 と書いてあるところから、20 とつていれば問題はないという、考えですね。

●学校給食課長

標準が真ん中になります。

○教育長

プラスアルファの分で点数がついているということですね。

●教育部長

例えば、④の衛生管理体制に対する質問項目が、幾つか分かれています。

●学校給食課長

C で真ん中の点数で、10 点と 5 点があって、6 点と 3 点が標準ということです。衛生管理でいくと 6 項目あるのです。危機管理が 3 項目と分かれています、全部の 1 項目が標準とするのが真ん中の点数でいっていますので、標準点をいっておけばクリアできているということなのです。

○教育長

それでは、報告第 128 号を承認いたします。よろしく願いいたします。

【報告第 127 号、議案第 55 号】

○教育長

それでは、報告第 127 号、議案第 55 号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしく願いします。

●生涯学習課長

それではまず、報告第 127 号、都城市勤労青少年ホームカレッジピアの規約改定について、ご説明申し上げます。

生涯学習課では、働く若者の福祉に関する事業として、この勤労青少年ホームを昭和 44 年に設立し、平成 10 年には現在の愛称カレッジピアに改め、活動を支援しているところでございます。今年度は、文化系サークル 4 つ、体育系サークル 3 つの講座を毎週開催し、先日行われた神柱ピクニックなどの地域イベントの参加やサークル間の交流事業を実施いたしまして、会員同士はもちろん、地域の方々との親睦を深めているところでございます。

しかし、若者の余暇活動の多様化や生活環境の変化などによりまして、平成 26 年度には 111 名であった会員数も現在は 62 名と年々減少しているのが実情でございます。

現行の規約では、会員は、18 歳から 39 歳までの都城市に在住、または都城市に勤務する未婚者となっております。近隣市町村の同ホームの会員資格などを調査しましたところ、年齢には多少ばらつきがあるものの、未婚者と限定しているところはありませんでした。そのため、会員といろいろ協議をさせていただいて、減少する会員数に歯止めをかけ、安定した活動を継続し、そして、地域とつながりのある若者の交流団体として確立していくためにも、この度、会員の総意に基づきまして、規約を改正するものでございます。改正の要旨は、会員の資格から未婚者を削除するとともに、規定の文言など、修正、整備もあわせて行います。

なお、未婚、既婚を問わず会員募集をするにあたりましては、発生が予想される課題、例えば、活動中の託児などの課題については、同団体ともしっかりと今後協議してまいる所存でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 55 号、都城市図書館運営協議会要項の制定についてご説明申し上げます。

都城市図書館運営協議会は、都城市立図書館条例第 21 条の規程によりまして、学識経験者など、教育委員会以外の委員で構成されている機関でございます。本市例規の分類基準に照らし、今回、訓令で制定していた同協議会の運用規程を、告示で制定し直すものでございます。加えて、第 1 条で表記する都城市立図書館条例の引用条番号などにも誤りがございましたので、あわせて修正するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、一括して質問等ありましたら、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、報告第 127 号、議案第 55 号を承認いたします。議案第 55 号につきましては、計画どおりよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

【報告第 125 号、議案第 44 号、第 45 号、第 46 号】

○教育長

続きまして、報告第 125 号、そして、議案第 44 号から第 46 号を教育総務課長に説明をいただきたいと思ひます。

●教育総務課長

それではまず、報告第 125 号、専決処分した事務、平成 30 年度都城市教育委員会名義後援共催についてご説明いたします。

名義後援、共催とも日程平成 31 年 1 月 24 日から 2 月 14 日までに承認しております。名義後援につきましては、総計 11 件を承認しております。内訳につきましては、別紙をご覧ください。スポーツ関係 5 件、その他教育総務課受付分 6 件となっております。次に、共催について説明いたします。共催につきましては、総計 7 件を承認しております。内訳につきましては、別紙裏面をご覧ください。すべて教育関係で、学校教育関係になっております。

続きまして、議案第 44 号 都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正について及び議案第 45 号 都城市教育委員会事務補助執行規定の一部改正についての 2 議案につきましては、関連がございますので、一括してご説明いたします。

この件につきましては、9 月定例教育委員会、議案第 24 号で都城市公民館条例等の一部を改正する条例についての中で、高崎地域振興課が説明をしております。今回は、高崎地区にあります高崎地区公民館前田分館、高崎地区公民館縄瀬分館、高崎地区公民館江平分館、高崎地区公民館東霧島分館、高崎教育集会所及び高崎笛ヶ水教育集会所の 6 施設につきましては、現在、常駐する職員がなく、社会教育講座等の主催する事業も開催していないこと、自治公民館の集会などもコミュニティ施設として使用されていること、さらには、平成 29 年 12 月に総合支所の二階に高崎地区公民館を移転し、社会教育の拠点として職員を常駐し、民主団体の支援活動も行い、分館機能を集約した状況であること、以上の理由を審査し、4 つの高崎地区公民館分館及び 2 つの教育集会所を公民館条例及び教育集会所条例の条項から削除することとします。

今回は、条例改正に合わせて、都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則及び都城市教育委員会の事務補助執行規定に規定されている 6 施設について削除を行うものです。また、行政審査法の見直しにより、不服申立ての手続きが審査請求に一本化されたため、合わせて事務補助法規定の文面の修正を行うものです。

続きまして、議案第 46 号、都城市立小中学校納入金会計事務取扱要項の一部改正について、説明申し上げます。

こちらは、都城市立小中学校納入金会計事務取扱要項の一部を別紙のとおり改正いたします。

次を開けていただきますか。裏に、改正前と改正後の新旧対照表があると思います。こちらは、まず、教育総務課のほうで準公金のマニュアル等を作成しておりますけれども、このマニュアルを作成するにあたりまして、関係法令等を参照してまいりました。その時点でこちらの条項の参照記票がおかしいことに気づきまして、改正前が都城市立学校管理運営規則の第 75 条第 2 項の規定に基づきと規程がありましたけれども、正しくは第 74 条第 2 項の間違いがございましたので、こちらを訂正するものです。

ちなみに、第 75 条は、文書の取り扱いでした。ですので、今回は第 74 条の学校納入金の取り扱いということで、訂正をいたします。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。それでは、一括して、質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

それでは、報告第 125 号を承認いたしまして、議案第 44 号～第 46 号を原案のとおり進めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【報告第 131 号～第 134 号、議案第 47 号～第 54 号】

○教育長

それでは、学校教育課長においでいただきました。

まずは、2 月の定例教育委員会の説明事項につきまして、お願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ではご説明お願いいたします。

●学校教育課長

前回、2 月の定例教育委員会でご指摘がありましたことにつきまして、改めてご報告をさせていただきます。

まず、1 番目ですが、市の小中一貫学力向上指定研究学校の指定についての中で、まず、(1) 赤松委員のほうから、学校に配当する消耗品代を充実させてほしいというご意見がございました。

消耗品代の内容でございますが、学習プリント等の紙代、あるいは子ども達が話し合い活動等で使用するホワイトボード代が、子どもたちが使用する教材のための消耗品費ということになっておりまして、3 年間の事業でございますが、この 3 ヶ年は 115 万円を予定しているところであります。

ただし、ご指摘のありましたように、平成 32 年は都城市学校教育ビジョン指定事業のスクラップのお話をさせていただきましたが、この分の増額が見込めるということですので、その分を消耗品代に増額して、充実をさせていきたいと思っております。

2 点目でございます。中原委員のほうからございましたコアティーチャーに加えてサブリーダーも配置してはどうかというご意見をいただきました。これにつきましては、それぞれの各学校には、コアティーチャーではなく学力向上担当者という人がいらっしゃいます。この学力向上担当者コアティーチャーという人が幾度となく何回となく研究推進の会議を開催して、研究を進めていただいております。

したがって、教育委員会といたしましては、この学力向上担当者こそコアティーチャーのサブリーダーではないかと認識しておりますので、連携して進めてまいりたいと思っております。

3 点目でございます。都城市部活動のあり方に関する方針の策定につきましてご指導いただきました。

1 点目ですが、策定の 1 ページの中で、評価を入れてほしいということが、赤松委員のほうからご指摘ございました。後ほど申し上げますけれども、新たにウというものを設けて、その中に評価の文書を入れさせていただきます。

(2) ですが、概要マニュアル各種大会の上限数を教えてほしいということで、濱田委員のほうからございました。上限数につきましては、年度ごとに大会数が変わってきますので、変動がありますからなかなか上限数は一定ではないということで、その年度にならないとわからないという状況でございます。

したがって、その都度検討が必要になってきますので、十分、市教委としましては、中体連と連携しまして、年間の各種大会等の上限の目安について検討するというところに、方針の中にも入れてやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最後に 4 点目です。

生徒のニーズを踏まえた部活動の設置につきまして、好成績ということについては、表現があまり好ましくないのではないかというご意見を赤松委員のほうからいただきました。我々も検討した結果、確かにそうだなということで、修正前の校長は技能等の向上や大会での好成績以外にもということだけでいくと、好成績だけをねらってするのかということに誤解されますので、修正後といたしまして、校長は技能等の向上や入賞を目指す活動だけでなく、表現を変えさせていただいて、誤解のないようにしたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

このことについてはありがとうございました。

それでは、議案に戻りたいと思います。

報告がまず、第 131 号～第 134 号まで 4 つあります。議案が第 47 号から 54 号まででございます。関連事項も多いので、どうかご説明のほどよろしくお願いいたします。

●学校教育課長

第 131 号、先ほど説明いたしました都城市部活動のあり方に関する方針についてでございます。

まず、先ほど赤松委員のほうからご指摘いただいて修正した分につきましてはのことです。1 ページの方針の下の方ですが、1、適切な運営のための体制整備の(1)部活動の方針の策定等のウ、校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営協議会等において、年度末に評価を実施するというので、評価をやっていただくことを明確にしたところでございます。

方針につきましては、先日 2 月 25 日の市の校長会ですべての校長に周知をいたしました。

最後ですが、学校としてはこの方針に基づいてきちんとやっていただくのですけれども、周りの競技団体、濱田委員からもございましたけれども、試合数が多いということになってくると、学校が頑張ってもなかなか守れないという条件がございますので、来年度 5 月にスポーツ振興課が主催します各競技団体を招集しての会議がございます。その際に、私と担当で出向きまして、この方針を配りまして、ぜひ大会数を減らしてくれということをお願いしてまいりたいと思います。

続きまして、報告第 132 号、平成 30 年度の都城市教育論文選考結果でございます。別紙を付けております。先生方の入賞が 11 点、特別賞が 14 点、学校賞が 4 点ということで、表彰をさせていただきました。すべてで 99 の応募がございました。

それでは、報告第 133 号、平成 30 年度都城市教育委員会精励賞選考結果でございます。こちらのほうは、代表で赤松委員に出させていただいて、ご承認いただいたのですが、最後に件数の一覧表を付けております。善行児童から文化部門の表彰までございます。全ていきますと、善行部門が個人・団体合わせて 48 件、そして、文化部門が個人と団体合わせて 17 件の表彰でございます。

なお、記念品贈呈というのがございまして、善行児童の No.13 番山田小学校の吉田こころさん、No.19 番の庄内中学校宮寄恵基くん、この二人に受け取っていただくことと、その次のページですが、No.22 番、笛水小中学校の谷本雅斗くんにお礼の代表あいさつをしていただくことになっておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、報告第 134 号、臨時代理した事務の報告及び承認につきましてでございます。

別紙の臨時代理書をご覧ください。白雲小学校における学校医の委嘱についてでございます。まず、委嘱日でございますが、平成 30 年 12 月 6 日でございます。期間につきましては、平成 30 年 12 月 6 日から平成 32 年 3 月 31 日まででございます。裏に別紙ということで付けておりますが、白雲小学校にご覧のように学校医 2 名、歯科医 1 名、3 名を委嘱させていただきました。理由としましては、一番最後になりますが、白雲小学校のほうに児童が編入したためでございます。報告は以上でございます。

それでは議案にまいります。議案第 47 号、都城市就学指導委員会規則の改正についてでございます。

次の資料の改正前と改正後の表になっているものをご覧ください。改正後の下線を引いた部分が、今回改正をさせていただいたものでございます。まず、障害なのですけれども、漢字で書いていた「害」をひらがなに直しました。これは、県の方針に合わせたということでございます。

それから、第 1 条の 2 行目、3 行目に、「等」というものがありますけれども、この「等」は、就学指導等につきましては、就学指導というのは入学で、どうしますかということとか、年度途中で特別支援学級に入りますか、どうしましょうかというようなことなのですから、それに加えて、そうした後の一貫した支援が国からの指針で出ておりますので、そこも含みますので、「等」を入れさせていただいたということ。調査審議等につきましては、調査審議だけではなく、助言とか、教育相談等がありますので、その意味も含めまして「等」を入れたところでございます。

4 行目、都城市就学指導委員会という名称が都城市教育支援委員会に変わります。先ほども申し上げましたが、就学指導だけではなく就学指導を行った後のきちんとした見届け、指導をしっかり充実させていくということで、考えますと、就学指導だけではないので、そのことも含めて教育支援という言い方で呼んでいくということで、これが国からおりてきておりますので、名称を変えさせていただいたということでございます。

最後に、第 3 条でございますが、これは左側の第 3 条の 2 項の (4) ですが、県立特別支援学校、私立というのがあると思うのですけれども、この「私立」は入っておりません。なので、これは初めからなかったということになります。右が改正後なのですけれども、「市立」を入れました。この「市立」を入れた理由が、県立特別支援学校、小中学校等と続けると、県立の中学校がございまして、そういうことも考えて誤解を招かないようにということで、改めて明記したところでございます。

続きまして、議案第 48 号、平成 31 年度就学援助及び特別支援教育就学奨励費の動向についてでございます。

これにつきまして、別紙 1、別紙 2 にございますけれども、国の単価が上がったということになります。ただし、まだ国会が終わっておりませんが、国会を通らないと国の決定ではないということなので、今のところ仮決定ということでございます。通知が来るまでは動けないのですけれども、その予定でこちらは予算編成をしないといけないということで、別紙 3、別紙 4 のように本年度からすると若干ではありますが、単

価が少し上がっていると思います。そのようにして、予算を編成したところでございます。

次に、議案第49号が都城市小中学校共同実施事務支援室運営要項の廃止について、そして、議案第50号が都城市小中学校事務処理の効率化に関する共同実施組織運営要項の廃止について、そして、議案第51号が都城市立学校共同学校事務室設置要項の制定についてということを出させていただきましたが、これは全部関連がありまして一括で申し上げます。49号と50号の共同実施事務支援室というのが今まであったのです。ところが、51号にありますように、これからは共同学校事務室に名称が変わりまして、簡単に言えば、学校のマネジメント力のアップと申しますか、働き方改革ではないのですけれども、事務室が色々なことを支えるものを公的に決めてお願いするという形になったということでございます。

したがって、この要綱を新しく作らないといけませんし、規則も作ったところでございます。資料にもございますが、都城市立共同学校事務室設置要綱というのをまず策定いたしました。この共同学校事務室につきましては、別表がございますが、地区で構成されております。左側が中心校ということで、ここの中心校の代表の方が室長ということになっていただいて、連携校を集めて、今後どんなことをしていくかとか、どんな支援をしていくかということを決めていくものでございます。

それに伴いまして、今度は地区別に協議会をするものが議案第52号にございます共同学校事務室運営協議会がございます。これが地区別の会になっております。その会をどのように運営していくかということで、次にあります都城市立学校共同学校事務室運営協議会設置要綱を制定いたしました。新しい組織で来年度スタートするというところでございます。

最後になります。議案第53号、都城市立学校運営規則の一部改正についてでございます。改正の理由につきましては、先ほどの小中学校共同学校事務室を廃止して、共同学校事務室の設置に伴いまして改正するものでございます。次のページに対照表がございますが、改正前、改正後ということで下線を引いている部分が変わったところでございます。

最後になります。議案第54号、都城市立小中学校の児童・生徒の出席停止の手続き等に関する規則の改正についてということでございます。次の改正前と改正後の表を見ていただきたいのですが、学校教育法の一部改正によって、改正前は出席停止というのが第26条第1項で示されていたのですけれども、改正後に、右側にありますように、第35条第1項に変わったということで、そのことによって改正をするというものでございます。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○教育長

ご説明ありがとうございました。沢山の報告と議案を出していただきました。かなりのものが変わっていくというお示しだったと思います。それでは、すべてのご審議をいただきたいと思いますので、何か質問等あればよろしく願いいたします。

○濱田委員

議案第48号の表の見方がわからないので教えてほしいのですが、別紙1の裏に別紙2があるのですが、ここの表の経費区分の右側に「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの別」がありますけれども、その意味を教えてください。

●学校教育課長

区分がⅠ、Ⅱ、Ⅲとあって、そのカテゴリーに応じた補助率というかが決まっているのではないかなと思いますが、担当に確認いたします。

○濱田委員

もう一つの右側に国庫補助対象額というところがあって、「国庫補助対象額の範囲内で、校長が保護者に給与した額」という表記があるのですが、これは校長先生というか学校が保護者に何らかの補助したという意味でしょうか。

●学校教育課長

今の国庫保護対象につきましては、一回確認強してまいります。

先ほどの最初のⅠ、Ⅱ、Ⅲの区分についてなのですが、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とあって、第Ⅰ区

分は全額支給、第Ⅱ区分は半額支給、第Ⅲ区分は支給対象外という意味です。

○教育長

ほかには。

○赤松委員

都城市部活動のあり方に関する方針の策定ということで、大変きちんと整理されているなど、改めて読ませていただいて感じました。生徒にとって望ましい環境を構築する。そして、教員の負担軽減を図るという2つの観点から、整理がきちんと行き届かれたと思います。内容がどうこうというのではないのですが、読んでいきますと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合にも許されないこととか、あるいは、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰、ハラスメントの根絶を徹底するとか、あるいは生徒がバーンアウトすることなく技術や記録の向上云々と、そういう文言がきちんと入っております。都城市も数年前に、指導者による不祥事があって、その方は教育現場を去られたというそういう記憶があるのですが、人間形成の一環として行われている部活動であってはならないこと、決して再度発生してはならないことであると思っています。そういう文言がきちんと整理される中で、しっかりしたものになっていくことを大変期待しております。子どもたちの人間的な成長をめざすのが部活動だと思いますので、きちんとした環境が整理され、そして、先生方の負担軽減が図られるようにしていただくことを期待したいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第 131 号から第 134 号までを承認いたします。また、議案第 47 号から第 54 号までを提案を認めて、このとおりに行っていただきたいと思っております。ありがとうございました。

11 その他

○教育長

では I C タグについて説明をお願いします。

●教育総務課主査

I C タグを利用した児童の登下校の見守りシステムの導入について、説明させていただきます。今お配りした 2 枚のプリント紙をご覧くださいよろしいでしょうか。これまでの経緯としまして岩元議員が 9 月の市議会の一般質問の中で、防犯ブザーの質問をされたのですけれども、その中でこういうものもあるよということで、I C タグを児童に持たせ、校門を通った時に何時に登校しました、何時に下校しましたということがわかるシステムがあるということを提言いただきましたので、その発言を受けて、概要を調査いたしました。概要を調査していく中で、校内の在籍の有無であったり、誰と一緒に下校した、登校したというのが即座に判断できることから、平成 32 年、来年度の事業査定、予算査定を経て、再来年度から導入していこうと、教育委員会としては決定しまして、事業精査を始めていたところです。

今月に入りまして、話をしていたシステム会社の一つのツイタモンというところから、好条件の導入計画の提示がありましたので、導入について協議を重ねていきました。

仕組みとしましては、児童に I C タグ、現物がありませんけれども、ランドセルとかに付けられるような大ききでキーホルダー形式になっていまして、ランドセルの中に入れていても反応するというので、これを児童に無料で渡す。それで校門を通った、出た時にセンサーが感知をして、何時何分入りました、何時何分出ましたという情報は学校のパソコンに送られてきます。学校ではそれが随時確認できます。センサー等も無料設置なので、最初のインシヤルコストはかからない。

保護者がその情報がほしいときに、そこで初めてお金が発生するのですけれども、月に 400 円払えば、何時に登校しました、何時に下校しましたというのが保護者の携帯にメールが届くということです。急な休校であったりとか、途中で体調が悪くて下校したときなどもそれでメールが届くので、今下校したことが保護

者がわかります。

費用負担のほうは、市の負担としましては、センサーの電気代、通常の学校の電気代と一緒に支払うという形になります。保護者がメール配信を望む時には、月に400円、年間4,800円、保護者と業者との契約が必要となります。

宮崎県内ではまだ導入しているところはないのですけれども、九州でいうと福岡、熊本、沖縄であります。自治体の教育委員会として地域で一斉に導入しているところは大阪の池田市であったり、大東区であったり、奈良市、熊本市などで教育委員会が一斉導入をしているところです。

今後の対応としまして、児童が何時登下校をしたのか、有事の際にとても大切な情報となること。今回は調査ができないところもありますので、その他の業者と比較した場合もかなり安価という部分もありますので、この提案で導入していきたいと考えております。

教育委員の皆様のご了承がいただければ、校長会、PTA等に話をしていって、ツイタモンと覚え書を締結し、保護者に説明会と進んでいきたいと考えております。以上です。

○教育長

この話は、最初は1,600万円のお金がかかると向こうから言われていたのですが、交渉して無料になりました。ただし、以前の提案は校門にカメラも一緒付けるということでした。その子の様子まできちんと把握した上でそれができるというもので、そのカメラをとっばらっしまえば無料にできますと向こうが提案してきたということです。保護者としてはいかがですか。

○中原委員

これは今、保育園、幼稚園等でもこういうシステム導入があるのです。ICT化も進めておまして、ところが、いろいろな会社のいろいろな仕組みがあって、登下校管理だったりとか、児童票、いわゆる児童カルテとか最近言いますけれども、それと紐付けされて、いろいろな業者、業種のものを取り入れていると、結局、全然システム化にならないという状況になってしまったというのがあるので、もしこれで進めるのであれば、今後、ほかのシステムもここになってくるものを見込んでおそらく無料にされたのかなと思ったのです。児童票、お父さんの職業とか、お母さんが何かいうのをICT化になってくると思います。あれをデータベース化して、タブレット管理といいますか、それに進んでいくには、きっとこれも一緒にメールとかクラウドシステムなので、持ってきた時はおそらくここじゃないとまた別な業者の見積もりをとるとなると、これもかなり大変な作業になると思います。結局、保育園なども補助申請があったので、カメラを付けられて防犯用というので、それをもらったとき、元々入れているものと全然整合性がなくなって、結局使いものにならなかったという事例もあるので、ここはちょっと慎重に、様子を見てこのほかの効果、熊本あたりをみて、検討されたほうがいいと思います。いいシステムだとは思いますが、今後を見据えた中での検討は十分必要かなとは思っています。レシーバー、学校によっては正門だけと限らない学校もあるのではないかと、裏門とか、通用門とか追加されると幾らとか言ってくるので。

●教育総務課主査

2ヶ所までは対応できるということです。

○教育長

あとは学校の努力として、2ヶ所を使って登下校させるという手もあります。

この中で、入れている自治体が大阪府池田市、あの池田附属小学校が採用しているというのはちょっと大きいかなと思います。一番敏感な土地柄ですので、今のところ、中原委員が言われたことも含めて、業者はどこでメリットがあるのかということも探っていきながら、ぜひ、進めていただければと思います。

○中原委員

私はこういうのは後出しでもいいと思っています。アプリで確認できますよとか、いろいろ出てくるのです。そしてまだガラケーの保護者もいるのです。となると、「スマホを買わないといけないですか」とか、問い合わせも出てくるので、幼稚園などだとバスの送迎が今どこにいますよというのも確認もできるので、

その業者々でサービスがいろいろ競争なので、一回システムを入れてしまうとなかなか変えるのは大変です。

○教育長

一から入れないといけないので、セキュリティーと一緒にすよね。今、学校も入っていますけれども、あれは1回変えると、すべての機械を変えないといけないので。

○中原委員

そういうシステムなので、そういうものはいいと思います。今、安心・安全メールなども学校ではやっているんで、それが2つになる必要もないのかなと。

○教育長

そこ辺も踏まえた上で、よろしくお願ひしたいと思います。

○4月定例教育委員会日程について

日程 平成31年4月4日（木）午後1時30分から

会場 南別館3階委員会室

以上で、3月の定例教育委員会を終了いたします。